

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

車種	普通乗用自動車
ミッション	AT(○) MT()
台数	1台
燃料	電気
乗用定員	5人
ドア数	5枚
車体カラー	契約業者との打ち合わせにより決定
指定文字等	特になし
装備品(別紙可)	エアコン、カーナビゲーションシステム、AM・FMラジオ、バックモニター、時計、標準工具、ABC消火器、フロアマット、前2席ELR付き3点シートベルト、前後プラスチックバイザー、ラジアルタイヤ仕様、リアワイパー、間欠式ワイパー(フロント)、熱線リアウィンド、タイヤチェーン、パワーステアリング、三角表示板、エアバッグ、(運転席・助手席)、非常信号用具、パワーウィンドウ(全席)、前後ドライブレコーダー、ABS、ETC車載器、自動ブレーキ
特別装備	内蔵拡声器、拡声器用アンプ(オートリバース対応フラッシュメモリーメディア再生機能付き)、バックブザー
例示車種	メーカー、車名、グレード
	日産 リーフ
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	<input checked="" type="radio"/> 適合 ・ 非該当または不適合でも可(どちらかに○)
その他参考事項	現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 km
	ドライバーの状況 : 専任 <input checked="" type="radio"/> 複数人 (どちらかに○)

2	物品納入期限	令和4年4月4日
3	借入期間(本年度分)	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
4	借入月数(本年度分)	12か月
5	予定借入期間 及び最終日	6年間 令和10年3月31日
6	物品保管場所	所在地 横浜市青葉区市ケ尾町31番地4 名称 横浜市青葉区総務部区政推進課 TEL 045-978-2221

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等
が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。

再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注局課

所在地 横浜市青葉区市ケ尾町31番地4

担当者 横浜市青葉区総務部区政推進課 原 TEL : 045-978-2221

FAX : 045-978-2411